

月出校区第3町内 組長のしおり

- | |
|--|
| <p>○ 回覧板
○ 組当番の表札
必ず次の組長さんに引き継ぎをお願いします</p> |
|--|

1. 組長会議について

新年度はじめ（4月）に総会を開催します。

新旧組長さんにご出席いただき、総会では前年度の活動状況、収支決算及び、新年度の活動計画、予算案等を審議していただきます。

町内にとって重要な会議となります。ぜひ御出席をお願いします。

総会は規約第12条により開催しますので、定足数に達しないと成立しません。従って出席できない方は委任状の提出をお願いします。

総会に引き続き、新組長さんによる第1回の組長会議を実施します。

2. 町内だより等の回覧、配布について

町内だより等（回覧物）は町内事務所に用意しますので、組長さんは配布日に取りに来てください。（配布日は、3町内だよりに毎月記載）

各戸配布分は各戸へ配布し、回覧物はファイルして速やかにまわしてください。

回覧終了後は、一度中身の確認をお願いします。各行事の参加名簿など回答が必要な場合は、提出期日までに必ず事務所に提出して下さい。

3. 町費の納入について

町費は、月額300円、単身世帯は150円です。

町費は町内活動をしていくうえで、大切な資金ですのでよろしくをお願いします。

集金方法は、毎月・3カ月・6カ月・1年など各組の都合に合わせて下さい。

集まったら集金袋に入れて、事務所まで持参してください。

組長さんは組長期間中、町費は免除します。

なお、年度末は締めを行いますので2月下旬までに納入をお願いします。

4. 組内居住者の実態把握について

組内で転勤、転居等により出入があった場合事務所にご連絡下さい。
転入者名簿を記入していただいております。
また、死亡された方には弔慰金をお支払いしますので該当があったら
ご連絡ください。

5. ごみステーションについて

カラスの被害でお困りの組には、カラス防止ネットを貸し出しています。
必要な組は申し出て下さい。
また、ほうき・ちりとりが古くなったら交換しますので申し出て下さい。

6. 一斉清掃について

毎月第3日曜日、きれいな町づくり・組内の親睦等のため道路、空き地などの清掃をお願いしています。ご協力よろしく申し上げます。

7. 通行禁止道路の許可申請について

町内の市道は、月出小学校児童の登校時間(午前7時30分～午前8時30分まで)は指定車及び、許可車を除き通行禁止となっています。
転入者の方には、熊本東警察署で手続きをされるよう周知申し上げます。

8. 防犯灯の電球切れ交換について

近くの防犯灯の電球切れ等見つけた時は、事務所にご連絡ください。
電球交換・補修等行います。

9. 次期組長の選定について

最終月(3月)までに氏名、住所、連絡先を事務所へご連絡ください。

10. 各種調査及び寄付金の徴収

「長寿を祝う会」の参加人数や「成人の祝い」の人数の調査、日赤社資や赤い羽根募金の集金などをお願いしています。その都度、文書でお知らせしますのでご協力お願いします。

11. 組当番の表札表示について

文書類の配布や連絡等の際、組長さんを確認する為に必要としますので、見やすい位置に掛けておいて下さい。交替時には次期組長さんへ引き継いで下さい。

12. 3町内の範囲について

東は松原歯科の西側を通る小池竜田県道232号線を境に、西は県立大通り、南は戸島線、北は日赤通りに囲まれた地域です。

13. 町内の組織系統について

自治会長のもと、環境・交通・防犯・社会福祉・体育・子供・女性・ボランティア・望月会などの運営部門があり、地域毎に隣組を組織し地域活動をしています。

《事務局電話番号》

387-3100

10:00~15:00

(12:00~13:00 昼休み)

(土・日・祭日・盆休み・年末年始は閉館)